# 住宅性能評価業務規程

株式会社 安心確認検査機構

#### 目 次

## 第1章 総則

- 第1条(趣旨)
- 第2条(基本方針)
- 第3条 (評価の業務を行う時間及び休日)
- 第4条(事務所の所在地)
- 第5条(評価の業務を行う区域)
- 第6条(評価の業務を行う住宅の種別及び評価の業務を行う範囲)

## 第2章 設計住宅性能評価の実施方法

- 第7条(設計住宅性能評価の申請)
- 第8条(設計住宅性能評価の受理及び契約)
- 第9条(設計住宅性能評価)
- 第10条(設計住宅性能評価の申請の取り下げ)
- 第11条(設計評価提出図書の変更)
- 第12条(設計住宅性能評価書の交付)

#### 第3章 建設住宅性能評価の実施方法

- 第13条 (建設住宅性能評価の申請)
- 第14条 (建設住宅性能評価の受理及び契約)
- 第15条(建設住宅性能評価)
- 第16条(新築住宅に係る建設住宅性能評価における検査)
- 第17条(建設住宅性能評価の申請の取り下げ)
- 第18条 (建設工事の変更)
- 第19条 (建設住宅性能評価書の交付)

## 第4章 評価員等

- 第20条 (評価員の選任)
- 第21条 (評価員の解任)
- 第22条 (評価員の配置)
- 第23条 (評価員の教育)
- 第24条(評価の業務の実施及び管理の体制)
- 第25条(評価員等の身分証の携帯)
- 第26条(秘密保持義務)

#### 第5章 評価料金等

第27条 (評価料金の収納)

- 第28条 (評価料金を減額するための要件)
- 第29条 (評価料金を増額するための要件)
- 第30条 (評価料金の返還)
- 第31条(負担金の納付)

## 第6章 雑則

- 第32条(登録の区分等の掲示)
- 第33条(評価業務規程等の公開)
- 第34条 (財務諸表等の備付け)
- 第35条(財務諸表等に係る閲覧等の請求)
- 第36条 (帳簿及び書類の保存)
- 第37条 (帳簿及び書類の保存及び管理方法)
- 第38条 (電子情報処理組織に係る情報の保護)
- 第39条 (評価の業務に関する公正の確保)
- 第40条(損害賠償保険への加入)
- 第41条(住宅性能評価書の再交付の申請)
- 第42条(事前相談)

附則

#### 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この評価業務規程(以下「規程」という。)は、株式会社安心確認検査機構(以下「当機関」という。)が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「法」という。)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下「評価機関」という。)として行う法第7条第1項に規定する評価の業務(以下「評価の業務」という。)の実施について、法第16条第1項の規定により必要な事項を定めるものである。

#### (基本方針)

第2条 評価の業務は、法、これに基づく命令及び告示並びにこれらに係る通達によるほか、この規程に基づき、公正かつ適確に実施するものとする。

(評価の業務を行う時間及び休日)

- 第3条 評価の業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前9時から午後5時30 分までとする。
- 2 評価の業務の休日は、次に掲げる日とする。
  - (1) 日曜日及び土曜日
  - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日
  - (3) 12月29日から翌年の1月3日まで
- 3 評価の業務を行う時間及びその休日については、緊急を要する場合その他正当な事由 がある場合又は事前に申請者等との間において評価の業務を行う日時の調整が図られて いる場合は、前2項の規定によらないことができる。

(事務所の所在地)

- 第4条 当機関の所在地は、茨城県水戸市中央1丁目8番17号とする。
- 2 当機関は、評価の業務を行うため、次の事務所を置く。
  - (1) 本部事務所 茨城県水戸市中央1丁目8番17号
  - (2) つくば事務所 茨城県つくば市二の宮2丁目1番3号

(評価の業務を行う区域)

第5条 評価の業務を行う区域は、本部事務所及びつくば事務所とも、茨城県全域とする。

(評価の業務を行う住宅の種別及び評価の業務を行う範囲)

第6条 当機関は、法第7条第2項各号に掲げる住宅の種別(階数が2以下、かつ、延べ面積が500㎡以内の建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号。以下同じ)第6条の2第3項の規定による構造計算適合性判定を要するものを除く。)である住宅に限る。)に係る評価の業務について、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則(平成12年建設省令第20号。以下「施行規則」という。)第9条第1号及び第2号に定める区分に係る評価の業務を行うものとする。

第2章 設計住宅性能評価の実施方法

(設計住宅性能評価の申請)

- 第7条 施行規則第3条第1項に規定する設計住宅性能評価(以下「設計住宅性能評価」 という。)を申請しようとする者は、当機関に対し、次の各号に掲げる図書を2部提出し なければならないものとする。
  - (1) 施行規則第3条第1項に規定する設計住宅性能評価申請書
  - (2) 平成12年建設省告示第1660号第1から第3までに定める図書(施行規則第3条第3項から第6項までの規定により明示することを要しないものとされた事項に係る図書を除く。)
  - (3) 特別評価方法認定を受けた方法を用いて評価されるべき住宅に係る設計住宅性能評価の申請にあっては、特別評価方法認定書の写し(ただし,当機関が当該認定書の写しを有していないことその他の理由により,提出を求める場合に限る。)及び当該認定特別評価方法を用いて評価されるべき事項を記載した書類(必要な場合に限る。)
- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第3条第1項に規定する変更設計住宅性能評価を申請しようとする者は、当機関に対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)及び(3)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の設計住宅性能評価の結果が記載された設計住宅性能評価書又はその写しを2部提出しなければならないものとする。(ただし、当機関において直前の設計住宅性能評価を行っている場合にあっては、設計住宅性能評価書又はその写しを除く。)
- 3 前2項の規定により提出される図書(以下「設計評価提出図書」という。)の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織(当機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)と申請者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)の使用又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。)の受理によることができる。

## (設計住宅性能評価の受理及び契約)

- 第8条 当機関は、設計住宅性能評価の申請があったときは、次の事項を審査し、当該設計評価提出図書を受理する。
  - (1) 申請に係る住宅が、第6条に定める評価の業務を行う範囲に該当するものであること。
  - (2) 設計評価提出図書に形式上の不備がないこと。
  - (3) 設計評価提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
  - (4) 設計評価提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2 当機関は、前項の審査により同項各号に該当しないと認める場合においては、その補 正を求めるものとする。
- 3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、当機 関は、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該設計評価提出図書を返 環する。
- 4 当機関は、設計住宅性能評価の申請を受理した場合においては、申請者に設計住宅性 能評価引受承諾書(別に定める住宅性能評価業務に係る様式の定めによる(以下同じ) (評)様式・1)を交付し、別に定める住宅性能評価業務約款(以下「評価業務約款」と いう。)に基づき、申請者と設計住宅性能評価に係る契約を締結するものとする。
- 5 前項の評価業務約款には、少なくとも次に掲げる事項について明記するものとする。
  - (1) 設計住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあっては、その旨及び当該性能表示事項に関すること。

- (2) 申請者の協力義務に関する事項のうち、申請者は、当機関の求めに応じ、設計住宅性能評価のために必要な情報を当機関に提供しなければならないこと。
- (3) 評価料金に関する事項のうち、次に掲げるもの
  - (a) 評価料金の額に関すること。
  - (b) 評価料金の支払期日に関すること。
  - (c) 評価料金の支払方法に関すること。
- (4) 評価の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの
  - (a) 設計住宅性能評価書を交付し、又は設計住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日(以下この項において「業務期日」という。)に関すること。
  - (b) 申請者の非協力,第三者の妨害,天災その他当機関の責に帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には,申請者との協議の上,期日を変更できること。
- (5) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの
  - (a) 設計住宅性能評価書の交付前に計画が大きく変更された場合においては、設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては、元の設計住宅性能評価に係る契約は解除されること。
  - (b) 申請者は、設計住宅性能評価書が交付されるまで、当機関に書面をもって通知 することにより当該契約を解除できること。
  - (c) 申請者は、当機関が行うべき評価の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他の当機関の責に帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
  - (d) 当機関は、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払期日までに 支払われないことその他の申請者の責に帰すべき事由が生じた場合においては、 申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。
  - (e) (d) の規定により契約を解除した場合においては、一定額の評価料金の支払い を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
- (6) 当機関が負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの
  - (a) 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に 適合することについて保証するものではないこと。
  - (b) 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅における瑕疵がないことについて保証するものではないこと。
  - (c) 設計評価提出図書に虚偽があることその他の事由により,適切な設計住宅性能評価を行うことができなかった場合においては,設計住宅性能評価の結果について責任を負わないこと。

#### (設計住宅性能評価)

- 第9条 当機関は、法、これに基づく命令及び告示並びに当機関が指定した設計住宅性能 評価マニュアルに従い、設計住宅性能評価を評価員に実施させる。
- 2 評価員は、設計住宅性能評価のために必要と認める場合においては、申請者又は設計者に対し、必要な図書の閲覧又は提出を求める。
- 3 評価員は、設計住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて設計住宅

性能評価を一時中断する。

4 前項の規定により設計住宅性能評価を中断した場合においては、当機関は、その是正が図られるまでの間、設計住宅性能評価を再開しない。

#### (設計住宅性能評価の申請の取り下げ)

- 第10条 申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の申請を取り下げる場合においては、その旨を記載した設計住宅性能評価取下げ届出書 ((評)様式・2)を当機関に提出する。
- 2 前項の場合においては、当機関は、設計住宅性能評価を中止し、設計評価提出図書を 申請者に返却する。

#### (設計評価提出図書の変更)

- 第11条 申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の対象となる住宅 の計画が変更された場合においては、その旨及び変更の内容について、軽微な変更報告 書((評)様式・3)により当機関に通知するものとする。
- 2 前項の通知が行われた場合において、当機関が変更の内容が大規模であると認めると きは、申請者は、設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度設計住宅性能評 価を申請しなければならない。

## (設計住宅性能評価書の交付)

- 第12条 当機関は、設計住宅性能評価が終了した場合においては、次の各号に掲げる場合を除き、速やかに設計住宅性能評価書((評)様式・4)を交付する。
  - (1) 設計評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。
  - (2) 設計評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
  - (3) 設計住宅性能評価の対象となる住宅の計画が建築基準法第6条第1項の建築基準関係規定(以下「建築基準関係規定」という。)に適合しないと認めるとき。
  - (4) 設計住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかったことその他当機関の責に帰することのできない事由により、設計住宅性能評価を行えなかったとき。
  - (5) 評価料金が支払期日までに支払われていないとき。
- 2 設計住宅性能評価書の交付番号は、別表1に定める方法に従う。
- 3 当機関は、第1項各号に該当するため設計住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、施行規則第4条第2項及び第3項の規定に従い、申請者に対してその旨を書面をもって通知する。
- 4 設計住宅性能評価書又は前項の図書の交付については、あらかじめ申請者と協議して 定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

#### 第3章 建設住宅性能評価の実施方法

#### (建設住宅性能評価の申請)

第13条 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価(以下「建設住宅性能評価」 という。)のうち、新築住宅に係るものを申請しようとする者は、当機関に対し、次の各 号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。ただし、当機関において最 後の設計住宅性能評価を行っている場合にあっては, (2)に掲げる図書を除くことができる。

- (1) 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価申請書(新築住宅)
- (2) 設計住宅性能評価に要した図書及び最後に交付された設計住宅性能評価書又はその写し
- (3) 施工状況報告書の様式
- (4) 建築基準法第6条第1項の規定による確認を要しない住宅以外の住宅に係る申請 にあっては、同項又は同法第6条の2第1項の確認済証の写し
- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第5条第1項に規定する変更建設住宅性能評価を申請しようとする者は、当機関に対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)及び(3)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の建設住宅性能評価の結果が記載された建設住宅性能評価書又はその写しを2部提出しなければならないものとする。(ただし、当機関において直前の建設住宅性能評価を行っている場合にあっては、建設住宅性能評価書又はその写しを除く。)
- 3 申請者は,第2項に掲げる図書が整っていない場合であっても,当機関に対し建設住 宅性能評価の仮申請をすることができる。
- 4 第1項又は第2項の規定により提出される図書(以下「建設評価提出図書」という。) の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの受理によることができる。

## (建設住宅性能評価の受理及び契約)

- 第14条 当機関は、建設住宅性能評価の申請があったときは、次の事項を審査し、当該 建設評価提出図書を受理する。
  - (1) 申請に係る住宅が、第6条に定める評価の業務を行う範囲に該当するものであること。
  - (2) 建設評価提出図書に形式上の不備がないこと。
  - (3) 建設評価提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
  - (4) 記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2 当機関は、前項の審査により建設評価提出図書が同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。
- 3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、当機 関は、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該建設評価提出図書を返 還する。
- 4 当機関は、建設住宅性能評価の申請を受理した場合においては、申請者に建設住宅性能評価引受承諾書((評)様式・5)を交付し、評価業務約款に基づき、申請者と建設住宅性能評価に係る契約を締結するものとする。
- 5 前項の評価業務約款には、少なくとも次に掲げる事項について明記するものとする。
  - (1) 建設住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあっては、その旨及び 当該性能表示事項に関する事項
  - (2) 申請者の協力義務に関する事項のうち、次に掲げるもの
    - (a) 申請者は、当機関の求めに応じ、建設住宅性能評価のために必要な情報を当機 関に提供しなければならないこと。
    - (b) 申請者は、当機関の評価員が建設住宅性能評価の対象となる建築物並びにその 敷地及び工事現場に立ち入ることに協力すること。

- (c) 申請者は当機関の評価員の求めに応じ、建設住宅性能評価の対象となる住宅の 検査に立ち会わなければならないこと。
- (3) 評価料金に関する事項のうち、次に掲げるもの
  - (a) 評価料金の額に関すること。
  - (b) 評価料金の支払期日に関すること。
  - (c) 評価料金の支払方法に関すること。
- (4) 評価の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの
  - (a) 建設住宅性能評価書を交付し、又は建設住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日(以下この項において「業務期日」という。)に関すること。
  - (b) 申請者の非協力,第三者の妨害,天災その他当機関の責に帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者との協議の上、期日を変更できること。
  - (c) 申請に係る住宅が、建築基準法第7条第1項の規定による検査を要しない住宅、同法第7条の6第1項第1号若しくは第二号の規定による認定を受けた住宅以外の住宅である場合にあっては、同法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写しを当機関に提出しないときは、業務期日を延期することができること。
- (5) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの
  - (a) 建設住宅性能評価書の交付前に建設工事が大きく変更された場合においては, 当該対象住宅の第7条第2項に規定する変更設計住宅性能評価の申請をするとと もに,建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければ ならないものとし、この場合においては,元の建設住宅性能評価に係る契約は解 除されること。
  - (b) 申請者は、建設住宅性能評価書が交付されるまで、当機関に書面をもって通知 することにより当該契約を解除できること。
  - (c) 申請者は、当機関が行うべき評価の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他の当機関の責に帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
  - (d) 当機関は、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払期日までに 支払われないことその他の申請者の責に帰すべき事由が生じた場合においては、 申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。
  - (e) (d) の規定により契約を解除した場合においては、一定額の評価料金の支払い を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
- (6) 当機関が負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの
  - (a) 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に 適合することについて保証するものではないこと。
  - (b) 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅における瑕疵がないことについて保証するものではないこと。
  - (c) 建設評価提出図書に虚偽があることその他の事由により,適切な建設住宅性能評価を行うことができなかった場合においては,建設住宅性能評価の結果について責任を負わないこと。

## (建設住宅性能評価)

- 第15条 当機関は、法、これに基づく命令及び告示並びに当機関が指定した建設住宅性 能評価マニュアルに従い、建設住宅性能評価を評価員に実施させる。
- 2 評価員は、建設住宅性能評価のために必要と認める場合においては、申請者、設計者、 工事施工者又は工事監理者に対し、必要な図書の閲覧又は提出を求める。
- 3 評価員は、新築住宅に係る建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の 法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に 応じて当該建設住宅性能評価を一時中断する。
- 4 前項の規定により建設住宅性能評価を中断した場合においては、当機関は、その是正が図られるまでの間、建設住宅性能評価を再開しない。

## (新築住宅に係る建設住宅性能評価における検査)

- 第16条 申請者は、当機関に対し、検査対象工程に係る工事が完了する日又は完了した 日を、検査対象工程完了(予定)通知書((評)様式・6)により通知しなければならな いものとする。
- 2 当機関は、前項の規定による通知を受理したときは、同項に規定する日又はその通知 を受理した日のいずれか遅い日から7営業日以内に、評価員に当該検査時期における検 査を行わせる。
- 3 申請者は、検査が行われるまでに、当該検査対象工程に係る工事の実施の状況を記載 した施工状況報告書を当機関に提出しなければならないものとする。
- 4 申請者は、検査が行われる場合には、材料等の納品書、工事写真、施工図、品質管理記録その他の図書を当該工事現場に備えておかなければならないものとする。
- 5 当機関は、検査を行ったときは、遅滞なく、検査報告書(施行規則別記第十号様式) により建設住宅性能評価の申請者にその旨を報告する。

## (建設住宅性能評価の申請の取り下げ)

- 第17条 申請者は、建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の申請を取り下げる場合においては、その旨を記載した建設住宅性能評価取下げ届出書 ((評)様式・7)を当機関に提出するものとする。
- 2 前項の場合においては、当機関は、建設住宅性能評価を中止し、建設評価提出図書を 申請者に返却する。

#### (建設工事の変更)

- 第18条 申請者は、新築住宅に係る建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の対象となる住宅の建設工事が変更された場合においては、その旨及び変更の内容について、第13条第1項第3号の施工状況報告書及び変更申告書((評)様式・8)により当機関に通知するものとする。
- 2 前項の通知が行われた場合において、当機関が変更の内容が大規模であると認めると きは、申請者は、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度建設住宅性能評 価を申請しなければならない。

#### (建設住宅性能評価書の交付)

第19条 当機関は、建設住宅性能評価が終了した場合においては、新築住宅に係る建設 住宅性能評価にあっては次の各号に掲げる場合を除き、速やかに建設住宅性能評価書 ((評)様式・9)を交付する。

- (1) 建設評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。
- (2) 建設評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
- (3) 建設住宅性能評価の対象となる住宅の計画が建築基準関係規定に適合しないと認めるとき。
- (4) 申請に係る住宅について建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の検査済 証が交付されていないとき。ただし、同法第7条第1項の規定による検査を要しな い住宅又は同法第7条の6第1項第1号若しくは第二号の規定による認定を受けた 住宅にあっては、この限りでない。
- (5) 建設住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかったこと、検査時期に必要な検査を行えなかったことその他当機関の責に帰することのできない事由により、建設住宅性能評価を行えなかったとき。
- (6) 評価料金が支払期日までに支払われていないとき。
- 2 第12条第2項の規定は、建設住宅性能評価書の交付番号について準用する。
- 3 当機関は、第1項各号に該当するため建設住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、施行規則第7条第2項及び第3項の規定に従い、申請者に対してその旨を通知する。
- 4 第12条第4項の規定は、建設住宅性能評価書又は前項の図書の交付について準用する。

## 第4章 評価員等

#### (評価員の選任)

- 第20条 当機関の長は、評価の業務を実施させるため、法第13条に定める要件を満たす者のうちから、評価員を選任するものとする。
- 2 評価員は、職員から選任するほか、職員以外の者に委嘱して選任することができるものとする。
- 3 評価員は、法別表各号の上段に掲げる住宅性能評価を行う住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号の中欄に掲げる者に該当する者がそれぞれ当該各号の下欄に定める数以上となるように毎年度見直しを行うものとする。

## (評価員の解任)

- 第21条 当機関の長は、評価員が次のいずれかに該当する場合においては、その評価員 を解任するものとする。
  - (1) 業務違反その他評価員としてふさわしくない行為があったとき。
  - (2) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認めるとき。
  - (3) 当機関の長が、解任の必要があるとして認めるとき。

#### (評価員の配置)

- 第22条 評価の業務を実施するため,評価員を2人以上配置する。
- 2 前項の評価員は、公正かつ適確に評価の業務を行わなければならない。
- 3 当機関は、住宅性能評価の申請件数が一時的に増加すること等の事情により、評価の 業務を適切に実施することが困難となった場合にあっては、速やかに、新たな評価員を 選任する等の適切な措置を講ずる。

#### (評価員の教育)

- 第23条 評価員の資質を向上するため、評価員に対し、年1回、当機関の行う評価の業務に関する研修を受講させるものとする。
- 2 法,これに基づく命令及び告示の改正等に際しては,評価員に対し,登録講習機関等が行う講習を受講させるものとする。

#### (評価の業務の実施及び管理の体制)

- 第24条 評価の業務に従事する職員を,第22条第1項の規定により配置された評価員を 含め,本部事務所に2人以上及びつくば事務所に2人以上配置する。
- 2 評価の業務に従事する職員のうち評価員以外の者(当機関の職員に限る。以下,「評価補助員」という。)は、評価員の指示に従い、申請の受付け、計画内容の予備審査及び検査記録の作成等の補助的な業務を行う。
- 3 当機関は、役員又は評価の業務の担当部長を、法第9条第1項第3号に規定する専任 の管理者に任命する。
- 4 専任の管理者は、評価の業務を統括し、評価の業務の適正な実施のため、必要かつ十分な措置を講ずるものとし、全ての評価書の交付について責任を有するものとする。
- 5 当機関は、評価の業務に従事する職員(評価員を含む。)以外の者を、評価の業務に従 事させない。

#### (評価員等の身分証の携帯)

- 第25条 評価の業務に従事する職員(評価員を含む。)が、住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地及び工事現場に立ち入る場合においては、その身分を示す証明書(以下「身分証」という。)を携帯し、必要に応じて関係者に提示しなければならない。
- 2 身分証の様式は、別記様式による。

#### (秘密保持義務)

第26条 当機関の役員及びその職員(評価員を含む。)並びにこれらの者であった者は, 評価の業務に関して知り得た秘密を漏らし,又は自己の利益のために使用してはならない。

#### 第5章 評価料金等

#### (評価料金の収納)

- 第27条 申請者は、別表2に定める評価料金を、現金又は金融機関振込みの方法により納入する。ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の収納方法によることができる。 2 前項の納入に要する費用は申請者の負担とする。
  - (評価料金を減額するための要件)
- 第28条 評価料金は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。
  - (1) 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において住宅型式性能認定書の写し(当機関が当該認定書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。)が添え

られている場合に限る。

- (2) 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む 住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において型式住宅部 分等製造者等認証書の写し(当機関が当該認定書の写しを有しており、評価の業務 の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。)が添えられている場合に 限る。
- (3) 設計住宅性能評価の申請とともに、建築基準法第6条の2第1項の確認の申請を 行うとき。
- (4) 建設住宅性能評価の申請とともに、建築基準法第7条の2第1項の検査及び同法 第7条の4第1項の検査の申請を行うとき。
- (5) 当機関が定める期間内に、当機関が定める件数以上の住宅性能評価の申請が見込めると当機関が判断したとき。
- (6) 共同住宅等で同タイプの住戸が多い場合等,評価の業務を効率的に実施できると 当機関が判断したとき。
- (7) あらかじめ当機関の長が認定したソフトウェアを用いて申請書等を作成し、提出するとき。

## (評価料金を増額するための要件)

- 第29条 評価料金は次に掲げる場合に増額することができるものとする。
  - (1) 構造の安定に関する評価方法が構造計算(建築基準法施行令第82条に定める許容 応力度計算による。)による場合の設計住宅性能評価の申請を行うとき。
  - (2) 設計住宅性能評価を当機関以外の評価機関が行った住宅に係る建設住宅性能評価の申請を行うとき。
  - (3) 建設住宅性能評価において、申請者の依頼により室内空気中の化学物質の濃度等を含めて評価を行うとき。

#### (評価料金の返還)

第30条 収納した評価料金は、返還しない。ただし、当機関の責に帰すべき事由により 評価の業務が実施できなかった場合又は第14条第5項(5)に規定する契約の解除があった場合は、この限りでない。

## (負担金の納付)

第31条 当機関は、法第87条第3項の規定により住宅紛争処理支援センターからなされた通知に従い、負担金を同センターに対して納付する。

#### 第6章 雑則

#### (登録の区分等の掲示)

第32条 当機関は、法第17条の規定に従い、登録の区分その他施行規則第17条第1項 各号に掲げる事項を、各事務所において公衆に見やすいように掲示する。

#### (評価業務規程等の公開)

第33条 当機関は、本規程を評価の業務を行うすべての事務所で業務時間内に公衆の閲覧に供するとともに、インターネット上に開設した当機関のホームページ (http://www.ansin-k.jp) において公表するものとする。

#### (財務諸表等の備付け)

第34条 当機関は、毎事業年度経過後3月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(以下「財務諸表等」という。)を作成し、5年間事務所に備えて置くものとする。

## (財務諸表等に係る閲覧等の請求)

- 第35条 利害関係人は、当機関の業務時間内は、いつでも、次の各号に掲げる請求をすることができる。その場合にあっては、財務諸表等謄本・抄本交付(閲覧)申請書((評)様式・10)を当機関に提出して行うものとする。ただし、(2)又は(4)の請求をする場合は、それぞれ1部につき500円(消費税込み)を支払わなければならない。
  - (1) 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
  - (2) 前号の書面の謄本又は抄本の請求
  - (3) 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録 された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧 又は謄写の請求
  - (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって次に掲げるもののうち, 当機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付 の請求
    - (a) 当機関の使用に係る電子計算機と法第18条第2項第4号に掲げる請求をした者(以下この条において「請求者」という。)の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
    - (b) 磁気ディスクをもって調整するファイルに情報を記録したものを請求者に交付 する方法
    - (c) (a) 及び(b) に掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる 書面を作成できるものであることとする。

#### (帳簿及び書類の保存)

- 第36条 帳簿及び書類の保存期間は、次に掲げる文書の種類に応じ、それぞれに掲げる ものとする。
  - (1) 法第19条第1項の帳簿 評価の業務の全部を廃止するまで
  - (2) 設計住宅性能評価申請書及びその添付図書その他設計住宅性能評価に要した書類 (次号に掲げる書類と同一のものを除く。) 5年間
  - (3) 建設住宅性能評価申請書及びその添付図書,施工状況報告書その他建設住宅性能 評価に要した書類並びに施行規則第6条第5項に規定される検査報告書の写し 20 年間

## (帳簿及び書類の保存及び管理の方法)

- 第37条 前条各号に掲げる文書の保存は、審査中にあっては審査のため特に必要がある場合を除き事務所内において、審査終了後は施錠できる室、ロッカー等において、確実であり、かつ、秘密の漏れることのない方法で行う。
- 2 前項の保存は、当該文書を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録 し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示することができ るようにして、これを行うことができる。

## (電子情報処理組織に係る情報の保護)

第38条 当機関は、電子情報処理組織による申請の受付け及び図書の交付を行う場合に おいては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

#### (評価の業務に関する公正の確保)

- 第39条 当機関の長、役員又は職員(評価員を含む。)が、当機関に対して、住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合は、当該住宅に係る評価の業務を行わないものとする。
- 2 当機関の長、役員又は職員(評価員を含む。)が、当機関に対する住宅性能評価の申請 に係る住宅について次のいずれかに該当する業務を行った場合は、当該住宅に係る評価 の業務を行わないものとする。
  - (1) 設計に関する業務
  - (2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務
  - (3) 建設工事に関する業務
  - (4) 工事監理に関する業務
- 3 当機関の長、役員又は職員(評価員を含む。)のいずれかが役員又は職員(過去二年間 に役員又は職員であった者を含む。)として属する者が、次のいずれかに該当する業務を 行った場合は、当該役員又は職員(評価員を含む。)は、当該申請に係る評価の業務を行 わないものとする。
  - (1) 当機関に対する住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合
  - (2) 当機関に対する住宅性能評価の申請に係る住宅について,前項(1),(2),(3)又は(4)に掲げる業務を行った場合
- 4 第1項から前項までに掲げる場合に準ずる場合であって、評価の業務の公正な実施に 支障を及ぼすおそれがあるものと認められる場合は、当該住宅に係る評価の業務を行わ ないものとする。
- 5 評価員又は当機関の役員若しくは職員以外の者は、評価の業務に従事してはならない。

#### (損害賠償保険への加入)

第40条 当機関は、評価の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約(保険金額が年間3,000万円以上であるもの及び地震その他の自然変象によって明らかとなった瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの)を締結するものとする。

#### (住宅性能評価書の再交付の申請)

第41条 施行規則第4条第4項の規定による設計住宅性能評価書の再交付の申請,同第7条第4項の規定による建設住宅性能評価書の再交付の申請又は同第7条第5項の規定による建設住宅性能評価書の交付の申請をしようとする者は、設計・建設住宅性能評価

書再交付申請書((評)様式・11)を当機関に提出するものとする。

- 2 第12条第4項の規定は、前項の申請に基づく再交付について準用する。(事前相談)
- 第42条 申請者は、住宅性能評価の申請に先立ち、当機関に相談をすることができる。 この場合においては、当機関は、誠実かつ公正に対応するものとする。

## 附則

この規程は、平成22年3月26日から施行する。

#### 附則

この規程は、平成22年6月1日から施行する。

#### 附則

この規程は、平成22年12月10日から施行する。

#### 附則

この規程は、平成24年4月25日から施行する。

#### 附目

この規程は、平成25年11月5日から施行する。

## 附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附則

この規程は、平成27年6月25日から施行する。

#### 附則

この規程は、平成27年9月1日から施行する。

## 別表 1

交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

## 000-00-0000-0-0-0000

1~3桁目	当機関の登録番号
4~5桁目	01 本部事務所
	02 つくば事務所
6~9桁目	評価書交付日の西暦
10桁目	1 設計住宅性能評価
	2 建設住宅性能評価 (新築住宅)
1 1 桁目	1 一戸建ての住宅
	2 共同住宅等
12~16桁目	通し番号(11桁までの数字の並びの別に応じ、00001から
	順に付するものとする。)

#### (1) 設計住宅性能評価の評価料金(申請1件あたり) (円)

	)設計任宅性能評価の	BL 1111 111 715					
区分		一戸建ての住宅			共同住宅等		
		$S \leq 100 \mathrm{m}^2$	$100  \mathrm{m^2}$ $<$	$200\mathrm{m}^2$ $<$	S < 200 m²	$200  \mathrm{m^2}$ <	
			$S \leq 200 \mathrm{m}^2$	$S \leq 500 \mathrm{m}^2$	$S \leq 200 \mathrm{m}^2$	$S \leq 500 \mathrm{m}^2$	
	必須分野のみ	05.710	00.050		26, 740	45, 250	
	(必須分野の選択項目を	(含む)	25, 710	30, 850	39, 080	$+$ m $\times$ 10, 290	$+$ m $\times$ 10, 290
選択分野あり			4, 110	4, 110	4, 110	m×4, 110	m×4,110
加算額	共同住宅等で「音野 を含む2以上の選択 がある場合					m×8,220	m×8, 220
	構造の安定に関する評価	価方法			30,000		
	に係る構造計算書を添	付した	(建築基	基準法の確認と同じ	同時に設計住宅位	性能評価の申請	をする場
	場合		合で確	€認申請に構造詞	+算書の添付を	要する場合を除	<. )
	型 「構造」+「温	!熱」	11 200	10.000	15 410	4, 110	7, 200
	式 +「劣化」		11, 300	13, 360	15, 410	$+ m \times 3,080$	$+$ m $\times$ 3, 080
	認 「構造」+「劣化」		7 540	0.010	10.000	2,740	4,800
	定「温熱」+「劣	化」	7, 540	8, 910	10, 280	$+ m \times 2,050$	$+$ m $\times$ 2, 050
	製「構造」+「温	<b>!</b> 熱」	12, 330	14, 380	16, 440	5, 140	10, 280
	造者 +「劣化」					$+ m \times 3,080$	$+$ m $\times$ 3, 080
	認「構造」+「劣	化」	8, 220	9, 590	10, 960	3, 420	6,850
	証 「温熱」+「劣	化」				$+\mathrm{m}\times2$ , 050	$+\mathrm{m}\times2$ , 050
減	建築基準法の確認と同時に申 減 請する場合		2,050	3, 080	4, 110	5, 140	6, 170
額	工法・仕様が同等と判断できる申請が年24件(月平均2件) 以上見込める場合		4, 120	5, 140	6, 170	_	
	工法・仕様が同等と判断できる申請が年48件(月平均4件) 以上見込める場合		9, 260	10, 280	11, 310	_	
	共同住宅等で住戸又 は住棟の仕様が同一 住戸		_		m×3,080		
仕様で同一評価の場 合 住棟						m'×	3,080

S:床面積の合計 m:住戸の数 m':住棟の数

- ※1. 「型式認定」及び「製造者認証」の減額の適用は、評価する評価事項(「1-3その他」,「1-6地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法」及び「1-7基礎の構造方法及び形式等」の評価事項を除く)の等級表示がある場合に限る。
  - 2. 当機関が審査中であった住宅の計画を大規模に変更して、改めて設計住宅性能評価を申請する場合の評価料金は、上記の表を適用する。

## (1) - 1 変更設計住宅性能評価の評価料金(申請1件あたり) (円)

当機関が直前の設計住宅性能評価を行っている場合	(1)で算出した料金(減額適用なし)の 2分の1
当機関以外の者が直前の設計住宅性能評価を行っている場合	(1)で算出した料金(減額適用なし)

- ※1. 料金額は,10円未満切り捨てとする。
  - 2. 変更設計住宅性能評価申請において、床面積の増が伴う場合の床面積の合計は、当該増となる部分を含めた面積とする。

#### (2) 建設住宅性能評価の評価料金 (申請1件あたり) (円)

建設住宅性能評価に係る住戸ごとに定まる性能に関する検査は、原則として、申請1件につき、評価対象 戸数の10分の1 (1未満の数字は切り上げる。)の住戸を検査対象(検査対象戸数)として抽出し、目視又は 計測により行うものとする。

計測により付うものとする。		一戸建ての住宅			共同住宅等			
区分			$S \leq 100 \mathrm{m}^2$	$100\mathrm{m}^2$ <	$200  \mathrm{m}^2 <$	C = 000 - 2	$200\mathrm{m}^2$ <	
				$S \leq 200 \mathrm{m}^2$	$S \leq 500 \mathrm{m}^2$	$S \leq 200 \mathrm{m}^2$	$S \leq 500 \mathrm{m}^2$	
3	必須分野のみ			77, 140	106, 970	127, 540	94,620	123, 420
	(必須分野の道	選択項目を	(含む)	77, 140	100, 970	127, 540	$+ m \times 11,320$	$+$ m $\times$ 11, 320
	選択分野あり		4, 110	4, 110	4, 110	m×4,110	m×4,110	
	共同住宅	等で「音野	環境」					
	を含む 2.	以上の選打	尺分野				m×8,220	m×8, 220
	がある場	合						
	当機関以外の	者が設計	住宅	(1) で算出した料金 (減額適用なし) の2分の1				) 1
加	性能評価を行			(1) で昇山した枠笠(桝銀週用なし)の2分の1				
算		宅等で当機関 必須分					(希望検査戸数-検査対象戸数)	
額			野のみ	_			×21,600	
	数を超えた戸数を希		選択分				(希望検査戸数-検査対象戸数)	
	望する場合		野あり					, 710
	室内空気中のおいムアルデェトーのみ		いのみ	47, 310			37, 020	
化学物質の濃							$+$ m $\times$ 10, 280 37, 020	
	度等の測定を 希望する場合 上記及びVOC		58, 620		$+ \text{ m} \times 21,600$			
	中主 りつ 物口						12, 340	23, 310
	造者 検査回数		3 回	22,620	28, 100	32,900	$m \times 1,020$	$m \times 1,020$
			2 回				18, 510	34, 970
	認証			33, 930	42, 160	49, 360	m×3,080	m×3,080
	建築基準法の検査と同時に申							
	請する場合			3, 080	4, 110	5, 140	9, 250	13, 370
	工法・仕様が同等と判断でき							
減	る申請が年24件 (月平均2件)		9, 260	12, 350	14, 400	-	_	
額	以上見込める場合							
	工法・仕様が同等と判断でき							
	る申請が年48件(月平均4件)		14, 400 17, 490		19, 540	_		
	以上見込める場合							
	共同住宅等で住戸又住戸		住戸	_			m×:	3,080
	は住棟の仕様が同一 仕様で同一評価の場							
	合						m'×	3,080

- S:床面積の合計 m:住戸の数 m':住棟の数
- ※1. 料金額は,10円未満切り捨てとする。
  - 2. 当機関が審査中であった住宅の計画を大規模に変更して、改めて建設住宅性能評価を申請する場合の評□ 価料金は、上記の表を適用する。
  - 3. 室内空気中の化学物質の濃度等の測定について
    - ・表の料金は、申請1件あたりの料金とする。□
    - ・測定の方法は、簡易測定器(測定サンプラーによるパッシブ採取方式)による。
    - ・評価方法基準 6-4 (3) イ③に規定されている窓及び扉の開閉等の測定環境の設定及び維持を申請者が行うものとする。  $\square$
    - · VOCとは、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンをいう。

#### (2) -1 変更建設住宅性能評価の評価料金(申請1件あたり) (円)

当機関が直前の建設住宅性能評価を行っている場合	(2)で算出した料金(減額適用なし)の 2分の1
当機関以外の者が直前の建設住宅性能評価を行っている場合	(2)で算出した料金(減額適用なし)

- ※1. 料金額は,10円未満切り捨てとする。
  - 2. 変更建設住宅性能評価申請において、床面積の増が伴う場合の床面積の合計は、当該増となる部分を含めた面積とする。

#### (2) - 2 建設住宅性能評価の再検査評価料金 (申請1件あたり) (円)

建設住宅性能評価における再検査(当機関が、検査において不適合と判定した事項の是正状況を確認する 二次判定のために行う現場検査をいう。)の評価料金は、下表による。

一戸建ての住宅	18, 510
共同住宅等	$18,510 + m \times 8,220$

#### m:住戸の数

#### (2) -3 建設住宅性能評価の評価料金の返還率

建設住宅性能評価において、契約解除(申請の取り下げ)により評価料金の一部を返還する場合の返還率口は、下表による。

契約解除の時期	当該評価料金に乗ずる率
建設住宅性能評価の申請を受理した日から 第1回目の現場検査実施前まで	0.85
第1回目の現場検査実施後から 第2回目の現場検査実施前まで	0.60
第2回目の現場検査実施後から 第3回目の現場検査実施前まで	0.35
第3回目の現場検査実施後	0.00

<sup>※</sup>料金額は、10円未満切り捨てとする。

#### (3) 電子情報処理組織により作成した磁気ディスクを添付した場合の評価料金の減額

(「当機関の長が認定したソフトウェア」については、準備中)

#### (4) 住宅性能評価書の再交付等の評価料金

施行規則第4条第4項の規定による設計住宅性能評価書再交付申請又は同第7条第4項の規定による建設住宅性能評価書再交付申請並びに同第7条第5項の規定による建設住宅性能評価書交付申請に係る評価料金は、各申請1件につき10,000円とする。

## 別記様式 身分証の様式

(その1) 評価員の身分証の様式は、以下のとおりとする。

評価員証寸法 横86mm $\times$ 縦54mm 写真寸法 横24mm $\times$ 縦30mm

(表面)

評 価 員 証

写真

氏名生年月日

上記の者は、当機関の住宅性能評価員であることを 証明する。

> 茨城県水戸市中央1丁目8番17号 株式会社 安心確認検査機構

印

(裏面)

## 注意

- 1. 評価業務に当たっては、本証を常に携帯すること。
- 2. この証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3. この証を紛失したときは、ただちに発行者に届けなければならない。
- 4. この証は、評価員の資格を失ったときは、ただちに 発行者に返還しなければならない。

(その2) 評価補助員の身分証の様式は、以下のとおりとする。

評価補助員証寸法 横86mm $\times$ 縦54mm 写真寸法 横24mm $\times$ 縦30mm

(表面)

## 評価補助員証

写真

氏名生年月日

上記の者は、当機関の住宅性能評価補助員であることを 証明する。

茨城県水戸市中央1丁目8番17号 株式会社 安心確認検査機構 印

(裏面)

## 注 意

- 1. 価業務に当たっては、本証を常に携帯すること。
- 2. この証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3. この証を紛失したときは、ただちに発行者に届けなければならない。
- 4. この証は、評価補助員の資格を失ったときは、ただちに発行者に返還しなければならない。